

王寺町自主防災組織運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進するため、町内の自主防災組織が行う普及啓発活動及び防災資機材の整備に係る必要な経費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町内の自治会（2以上の自治会が共同する場合も含む。）がその地域の防災対策確立のために自主的に設け、自主防災組織設立届（様式第1号）を町長に提出した組織をいう。

(補助対象経費)

第3条 町長は、自主防災組織が行う別表に掲げる普及啓発及び防災資機材等の設備に要する経費を当該組織に対して補助する。

(補助金の交付額)

第4条 前条の事業に要する経費に対する補助金の額は、当該経費の3分の1以内の額とし、経費が90万円を超えるときは、30万円を補助金の限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、防災士の資格を取得した者が所属していない自主防災組織がその資格の取得に要する経費（以下「取得経費」という。）に係る補助金を申請する場合は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、1名分に限り、当該補助金の額を取得経費の3分の2以内の額とする。この場合において、当該経費は、補助金の限度額を算定する際の経費には算入しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織運営補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、交付申請の提出期限は毎年度3月の最終開庁日の10日前までとする。

- (1) 補助対象経費の見積書
- (2) 自主防災組織規約
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 町長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定して、当該自主防災組織に対し自主防災組織運営補助金交付決定通知書(様式第3号)又は自主防災組織運営補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により自主防災組織運営補助金交付決定通知書を受けた者は、補助対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織運営補助金交付請求書(様式第5号)
- (2) 補助対象経費の領収書
- (3) 防災資機材等保管場所一覧表
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の請求書類を受理したときは、請求内容について審査し、適正と認めるときは、当該請求を行った申請者に補助金を交付するものとする。

(申請者及び請求者)

第9条 補助金の申請者及び請求者は、当該自主防災組織の長とする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段による補助金の交付を受けた自主防災組織に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費

種 類	内 容	
普及啓発	防災士資格の取得経費（研修料、教材料、受験料、日本防災士機構登録料）	
	自主防災組織の規約・役割分担表・連絡網・地域防災マップの作成、防災に関する普及啓発チラシ・会報の作成、その他自主防災組織が行う普及啓発活動及び防災訓練に必要と認められるもの	
防災資機材等の設備等	情報収集伝達用具	携帯用ラジオ、トランシーバー
	初期消火用具	屋外設置用消火器、屋外設置用消火器格納箱、屋外設置用消火器薬剤交換、屋外設置用消火栓ホース、屋外設置用消火栓接続金具、屋外設置用消火栓開栓バルブキー、屋外設置用消火栓ノズル、屋外設置用消火栓ホース格納箱、屋外設置用バケツ
	水防用具	防水シート、くい、板、つるはし、スコップ、かけや、土のう袋
	救出用具	テコ棒(鉄製)、一輪車、ロープ、パール(鉄製)、折りたたみはしご(金属性)、ジャッキ、のこぎり、かけや、おの、スコップ、つるはし、大ハンマー
	救護用具	担架、救急セット、毛布
	避難誘導用具	電池メガフォン、強力ライト、リヤカー、携帯用投光機、標識板、標旗、ヘルメット
	給食給水用具	ポリタンク、燃料、炊飯装置一式
	そ の 他	町長が特に認めるもの